

骨太の方針2024

- ◎日本学術会議が世界最高のアカデミーとして科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献することを目的とし、その機能を強化するため、独立性の徹底、自律的な進化と透明性・ガバナンスの担保に向け、独立した法人格を有する組織として必要な法制の検討等を進める。

有識者懇談会最終報告書

- 拡大・深化する学術会議の使命・目的に応えるため、より良い機能・役割の発揮に向けて、学術会議を法人化し独立性・自律性を高める。
- 研究基盤・研究環境の整備等のための取組とともに、課題解決型の助言機能の強化、政策のための学術等への貢献も期待する。
- 学術会議の活動・運営を担う会員は、卓越した研究・業績がある科学者であり、コ・オペレーション方式を前提としつつ国民に説明できるような客観的かつ透明性のある方法で選考する。
- 会員の選考基準や手続きについて、外部の知見を取り入れる仕組みを制度化する。
- 学術会議の活動・運営について、外部の知見を取り入れる仕組みを制度化する。
- 学術会議が使命・目的に沿って自律的に活動・運営していることを国民に説明する仕組みを制度化する。
- 国民から負託された使命・目的に沿って自律的に活動・運営し、期待される機能・役割を発揮する学術会議に対し、国は必要な財政的支援を行う。学術会議においても、財政面も含めた運営の自律性の向上に努力する。

1.使命・目的の明確化(基本理念)等

- ◆日本学術会議は、法人とする。（特殊法人）
- ◆国は、この法律の運用に当たっては、我が国の科学者の内外に対する代表機関として政府の諮問に対する答申等を行うという学術会議の組織及び業務の特性に鑑み、その運営における自主性及び自律性に常に配慮しなければならない。
- 学術会議が国民・社会から理解と支持を得ながら活動と予算を拡大していくためには、基盤研究の充実のための活動とともに、国民・社会の関心やニーズを適切に拾い上げ、実現・実装の視点も加味しつつ課題設定、活動の企画・マネジメント等を行い、タイムリー・スピーディな学術的助言の発出等に努めていくことが大事である。
- ◆日本学術会議は、学術に関する知見が人類共有の知的資源であるとともに経済社会の健全な発展の基盤となるものであることに鑑み、世界の学界と連携協力して学術の向上発達及び学術に関する知見の活用を推進を図り、もって人類社会の持続的な発展及び国民の福祉の向上に貢献するものとする。
- ◆日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする。

2.会長及び内部に置かれる機関

◆日本学術会議に、会員、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置く。

《会員》

- ◆会員は250人（令和8年10月1日から令和11年9月30日までは230人）とし、優れた研究又は業績がある科学者のうちから総会が選任する。
- ◆会員の任期は6年（補欠の場合は前任者の残任期間）とし、1回に限り再任されることができる。定年は、満75歳に達する日以後の最初の9月30日。

※現行の連携会員は法定せず、会員以外の者が弾力的に活動に参加し会員に協力する仕組みに変更する。

《総会》

- ◆総会は、法律の規定により必要とされる決議等（政府に対する答申及び勧告、国際団体への加入、中期的な活動計画及び年度計画の作成又は変更、予算の作成等）、会長及び副会長の職務の監督等を行い、業務（経営に関する事務を除く）をつかさどる。

《会長》

- 会長は引き続き会員の互選とすることが適当だが、会長に求められる資質を十分に勘案しながら選考するためには、慎重かつ丁寧なプロセスで選出することが必要である。たとえば学術会議の内部に会長選考委員会（仮称）を置くなどして、会長候補者の資質や業績を整理し、会員間で会長候補についての十分な情報を事前に共有することが考えられる。候補者が総会等で抱負を述べる機会を設けることなども考えられる。
- ◆会長は、日本学術会議を代表し、及び総会の議長の職務を行うほか、総会の定めるところに従い、経営に関する事務を総理する。
- ◆会長は、特に優れた研究又は業績を有し、人格が高潔で、日本学術会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、総会の決議により選任する。
- ◆日本学術会議は、会長が選任されたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、会長の選任の理由その他の事項を公表しなければならない。
- ◆会長の任期は3年とし、1回に限り再任されることができる。

《役員会》

- ◆役員会は、会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

※このほか役員等の損害賠償責任、秘密保持義務などに関する規定を置く。

※現行の部及び部会について法定せず、組織運営の自律性・弾力性を高めることとする。

3.使命・目的に沿った自律的な活動

(1)業務

○国が設立する法人として、科学者を内外に代表する地位や権限は引き続き法律により認める。

- ◆学術に関する重要事項について、政府は日本学術会議に諮問することができ、日本学術会議は政府に勧告することができる。
- ◆日本学術会議は、学術に関する国際団体に加入することができる。（費用負担の義務が生じるときは、内閣総理大臣の承認が必要）

(2) ナショナルアカデミーにふさわしい中期的な活動の方針の作成

- 国民や社会と適切にコミュニケーションをとりながら活動していくためには、海外アカデミーと同様に中期的な活動の方針を策定し、達成しようとする使命・目的の明確化・具体化を図りながら積極的に発信していく必要がある。
- 記載事項としては、業務の目標及び実施方法、組織・運営に関する事項、活動・運営の改善、財務などが考えられるが、何よりも、世界最高のアカデミーにふさわしいビジョンを国民に（さらには世界に）示していくという姿勢が望まれる。

- ◆日本学術会議は、6事業年度ごとに、当該事業年度以後の6事業年度についての業務の運営に関する計画（中期的な活動計画）を定める。
- ◆業務に関する目標及びこれを達成するためにとるべき措置、業務運営及び財務内容の改善に関する目標並びにこれらを達成するためにとるべき措置、予算・収支計画及び資金計画に関する事項等を記載する。
- ◆日本学術会議は、計画を定めようとするときは、日本学術会議評価委員会の意見を聴かなければならない。変更しようとするときも同様とする。
- ◆日本学術会議は、計画期間の最後の事業年度（及びその直前の事業年度）の終了後、計画期間における業務の実績（及び計画期間の終了時に見込まれる業務の実績）について、自ら点検及び評価を行ない、その結果を日本学術会議評価委員会に提出するとともに、公表する。

(3) 年度計画の作成等

- 予算要求の前提として、翌年度に予定する活動・運営を明確に示し、その必要性・合理性を説明するため、中期的な活動の方針を踏まえた具体的な年度計画を作成する必要がある。
- 翌年度に実施しようとする活動は年度計画の中にしっかりと位置付けられるとともに、その意義やコンセプト、方法、プロセスなどが国民に説明できるものになっていなければならない。

- ◆日本学術会議は、毎事業年度の開始前に、中期的な活動計画に基づき、その事業年度の活動に関する計画を定めるとともに、公表する。
- ◆日本学術会議は、毎事業年度終了後、当該事業年度における業務の実績について、自ら点検及び評価を行い、その結果を日本学術会議評価委員会に提出するとともに、公表する。その結果を中期的な活動計画及び年度計画並びに業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、その反映状況を公表する。

(4) 使命・目的等に沿った活動・運営を国民に説明する仕組み

- 法律に基づいて設立され国からの財政的支援を受ける日本学術会議は、自律的な活動・運営が負託された使命・目的に沿って行われていることを国民に説明する仕組みが、法律により制度的に担保されなければならない。
- 評価・監事は日本学術会議の活動（提言など）の学術的な価値を判断するものではなく、使命・目的に沿って活動していることを国民に説明するためのものである。

《評価》

- ◆内閣府に、日本学術会議評価委員会を置く。日本学術会議が提出する自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、日本学術会議に対し意見を述べる。
- ◆委員は5人以上7人以内とし、会員等以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業もしくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況又は組織の経営に関する広い経験と高い識見を有するもののうちから、内閣総理大臣が任命する。

《監事》

- ◆監事は、日本学術会議の業務を監査し、監査報告を作成しなければならない。監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。
- ◆監事は、役員、会員又は職員に不正の行為、法令違反の事実等があると認めるときは、遅滞なく会長及び内閣総理大臣等に報告しなければならない。
(会長は、報告を受けたときは、遅滞なく必要な措置を講じ、監事等に報告しなければならない。)
- ◆監事は2人とし、会員以外の者から内閣総理大臣が任命する。任期は3年とし、再任されることができる。

4.会員が国民に説明できる方法で選ばれる仕組み（客観性・透明性）

(1)会員の選任

- 会員の主務大臣任命を外し、海外アカデミーのように政府は会員選考には関与しない。
- 投票制などの具体的な選考プロセスは、選考助言委員会の意見を聴きながら学術会議が自律的に決定することが適当だが、大枠は法律により制度的に担保されることが必要である。
- 会員選考に先立って 選考方針(仮称)を策定し、会員の資質及び会員の領域・カテゴリーごとに言語化される選考基準、ダイバーシティのバランスの大枠、設定する専門分野と会員数の割当、外部からの推薦手続き、投票の方法などを内外に明確にすることが求められる。

- ◆日本学術会議は、3年ごとに会員の半数を選任する。会員が欠けたときは、補欠の会員を選任することができる。
- ◆会員の選任は、会員候補者選定委員会が選定方針に従って選定した会員の候補者のうちから、総会の決議により行う。
- ◆会員候補者選定委員会は、幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。
- ◆日本学術会議は、研究又は業績の内容及び選任した理由の公表その他の措置により、会員の選任の過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。
- ◆会員候補者選定委員会に、選定方針で定める研究分野ごとに分野別業績審査委員会を置く。委員は会員候補者選定委員会が選任する。
- ◆優れた研究又は業績があるか否かの審査は、分野別業績審査委員会が行う。
- ◆選定方針においては、幅広い候補者を得るために必要な措置の実施に関する方針、分野別業績審査委員会の研究分野の別、分野別業績審査委員会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者を選定するための基準及び方法、そのほか会員の候補者の選定に関する重要事項を定める。
- ◆選定方針の作成・変更は総会の決議によることとし、作成又は変更したときは、遅滞なく公表する。
- ◆会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者を選定するに当たり、会員の候補者の構成について、以下の事項に配慮しなければならない。
 - ・年齢、性別、所属機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること
 - ・先端的・学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること
 - ・国際的な研究活動、行政・産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること
- ◆以上のほか、会員の候補者の選定について必要な事項は規則で定める。

(2) 会員候補者選定委員会及び選定助言委員会

《会員候補者選定委員会》

- ◆会員候補者選定委員会は、会員の候補者の選定、選定方針の案の作成、会員の選任及び解任に関する事務等を行う。
- ◆会員候補者選定委員会は、会員候補者選定委員10人以上20人以内をもって組織し、会員のうちから総会が選任する。

《選定助言委員会》

○アカデミア全体や産業界等から会長が任命する科学者（会員以外）を委員とする選考助言委員会の設置を法定し、会員選考の方針の案等を作成するに当たって意見を聴くことは、学術の独立性や学術会議の自律性、コ・オペレーションの理念と、外部の知見を取り入れる必要性、分野や選考の固定化・既得権化の抑止、議論や決定過程の透明化・国民への説明責任などを調和させる工夫として、極めて優れた仕組みである。

- ◆選定助言委員会は、選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し意見を述べることを行う。
- ◆委員は、5人以上7人以内とし、優れた研究又は業績を有する科学者（会員等を除く）であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業・国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況に関する広い経験と高い識見を有するもののうちから、総会が選任する。
- ◆委員の任期は3年とし、1回に限り再任されることができる。

(3) 新たな日本学術会議の発足時の会員の選定

- 初期メンバーの選考は、学術会議の使命・目的の拡大・深化及び明確化を踏まえつつ、学術の進歩と社会の変化を会員構成に反映するという重要な意義を有している。
- 新分野・融合分野への対応、ダイバーシティを踏まえた会員の多様性の拡大、極めて卓越した研究・業績を有する元会員の再任など、現会員だけによる候補者の研究・業績の卓越性の精査では必要十分な選考を行うことは難しい。
- 新法人発足時に任期が残っている現会員に配慮しつつ、新たな会員をオープンに慎重かつ幅広い方法で選考し、当該会員が次の会員を選ぶ形とすることでコ・オペレーションの理念も維持することが、現実的かつ妥当である。

《よりオープンで幅広い選考方法》

- ◆新会員の予定者を選考するため、現行日本学術会議に候補者選考委員会を置く。候補者選考委員は10人以上20人以内とする。
 - ◆候補者選考委員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、内閣総理大臣が指定する科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者、学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有する者と協議の上、現行日本学術会議会長が任命する。
 - ◆新会員の予定者は、候補者選考委員会の選考に基づいて現行日本学術会議会長が選定し、現行日本学術会議からの推薦に基づき、設立委員（優れた研究又は業績がある科学者）が指名する。
 - ◆新会員の予定者の選考に当たっては、会員選考と同様に、幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずるとともに、新会員の予定者の構成について研究分野を含むダイバーシティに配慮するものとする。
- ### 《現会員としての任期が残っている会員の扱い》
- ◆法人の成立の際に現行の日本学術会議法に規定する会員である者は、引き続き会員となる。
 - ◆任期は3年とし、新設される再任規定は適用されない。

5.使命・目的に沿った活動・運営の支援

(1)財政基盤

- 懇談会としては、ナショナルアカデミーの重要性に鑑み、国民から負託された使命・目的に沿って自律的に活動・運営する学術会議に対して政府が必要な財政的支援を行うことを強く希望するとともに、学術会議においても、独立性・自律性の拡大という今般の改革の趣旨（法人化の趣旨）を適切に認識し、予算増額のための現実的な可能性や選択肢を拡大するとともに、活動の活性化やクオリティの向上という観点からも、財政基盤の多様化に向けた取組を進めるよう要請したい。
- 学術会議においても、自律的な運営に向けた取組みに挑戦するとともに、政府においても、適切な財政支援が講じられることを改めて強く期待する。
- 国から独立した法人格を有する組織への移行が学術会議の運営にとっての不利益にならないようにするとともに、自助努力を図ることを支援するため、政府において税制上の所要の措置を講じること大切である。

◆政府は、予算の範囲内において、日本学術会議に対し、業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助することができる。

◆日本学術会議は、業務運営に当たっては、補助金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定、中期的な活動計画及び年度計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

◆地方税法、所得税法、法人税法等に係る所要の措置を講じる。

※このほか適正な財務及び会計の管理を行うため、国から補助を受けている特殊法人と同様の規定を置く（財務諸表等の承認、借入金等の認可など）。

(2)運営助言委員会

- より良い役割発揮に向けて活動・運営を充実させていくためには、アカデミー外部（学術会議の外の研究者集団）、産業界、その他のステークホルダーの問題意識やニーズを幅広く拾い上げるとともに、組織管理や経営の専門家、会計、広報の専門家など会員ではカバーしきれない分野の人たちから適切なサポートを受けていくことが必要である。

◆運営助言委員会は、中期的な活動計画及び年度計画、予算等の案の作成に関し会長に意見を述べるほか、会長の諮問に応じて意見を述べる。

◆委員は10人以上15人以内とし、会長が任命する。

(3)事務局機能の強化

- 博士号所持者、URA等の配置により、会員の活動のサポート、研究者だけでは十分に対応しきれない可能性がある「政策のための科学」の領域を中心とする活動のサポート（戦略機能の強化）などが期待される。
- 会員間の連携や外部との連携などのネットワークの機能強化、上記の活動のサポート機能、国民の関心の高いテーマの適時適切な発信、提言等の活動内容の政府等への周知などに関する機能を強化することが重要であり、事務局のIT化や発信の充実に向けて取り組むべき。

6.その他

《施行期日》

◆一部の規定を除き、令和8年10月1日から施行する。設立委員、新会員の選定及び指名等に関する規定は、公布の日から施行する。

◆新法人は新法により設立する。

《設立委員等》

◆内閣総理大臣は、設立委員（優れた研究又は業績がある科学者を含むものとする）等を命じて、日本学術会議の設立に関する事務等処理させる。

◆内閣総理大臣は、この法律に基づく権限の一部を設立委員のうちから指名した者（優れた研究又は業績がある科学者）に委任する。

《その他の規定》

◆政府は、この法律の施行後6年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※このほか定年に関する特例、職員の引継ぎ等、権利義務の承継等、国有財産の無償使用、独立行政法人通則法の準用、罰則、関係法律の関連改正等に関する規定を置く。